

禁止地域一覧

(1) 第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域（用途地域）【条例5条1号】

- ただし、建築基準法第48条第1項又は第2項のただし書きの規定より、市長の許可を受けた建築物のある敷地は除外。【告示2(1)】
- 用途地域の詳細は、市ホームページ「トップ>政策・まちづくり>都市政策>八戸市都市計画図の閲覧」又は、市ホームページ「トップ>八戸市公開地理情報システム>都市計画情報>地図を見る」を参照

(2) 重要文化財建造物の周囲50m以内の区域・史跡名勝天然記念物【条例5条2号、告示1(1)】

- 国重要文化財「清水寺観音堂」（是川字中居）
- 国重要文化財「櫛引八幡宮本殿・旧拝殿・末社神明宮・末社春日社本殿・南門」（八幡字八幡丁）
- 国重要有形民俗文化財「浜小屋」（鮫町字大作平）
- 国史跡「根城跡」（根城） ○国史跡「是川石器時代遺跡」（是川字中居）
- 国史跡「長七谷地貝塚」（市川町） ○国史跡「丹後平古墳群」（白山台）
- 国名勝「種差海岸」（鮫町） ○国天然記念物「燕島ウミネコ繁殖地」（鮫町）

(3) 県重宝建造物の周囲50m以内の区域・県史跡名勝天然記念物【条例5条3号、告示1(2)】

- 県重宝「八戸城角御殿表門」（内丸三丁目） ○県重宝「南宗寺山門」（長者一丁目）
- 県重宝「新羅神社本殿・拝殿」（長者一丁目） ○県重宝「旧八戸小学講堂」（八幡字八幡丁）
- 県重宝「大慈寺山門」（松館字古里） ○県重宝「対泉院山門」（新井田字寺ノ上）
- 県重宝「大慈寺（糠塚）本堂・山門・経蔵」（長者一丁目）
- 県史跡「八戸南部家墓所」（長者一丁目）

(4) 市文化財建造物【条例5条4号】

- 市文化財「小田八幡宮仁王門」（河原木字高館前） ○市文化財「旧八戸城東門」（根城字東構）

(5) 県緑地保全地域【条例5条5号】

- 龍興山（南郷島守字赤坂）

(6) 国立公園【条例5条7号】

- 三陸復興国立公園（鮫町・金浜）

(7) 高規格幹線道路・指定道路・鉄道等【条例5条8号】

- 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線 ○百石道路（一般国道45号）
- 八戸久慈自動車道（一般国道45号）
- 県道八戸階上線（鮫町字下松苗場14番地33から金浜字塩竈4番地1の区間）【告示1(3)】

(8) 道路及び鉄道の路肩・路盤から100m以内の区域（商業地域を除く）【条例5条9号、告示1(4)】

- 高速自動車国道東北縦貫自動車道八戸線 ○百石道路（一般国道45号）
- 県道八戸階上線（鮫町字下松苗場14番地33から金浜字塩竈4番地1の区間）
- 東日本旅客鉄道株式会社東北新幹線

(9) 都市公園【条例5条10号】

- 詳細は市ホームページ「トップ>公共施設>公園>公園マップ>八戸市都市公園マップ」を参照

(10) 公共施設等【条例5条13号】

- 官公署 ○学校 ○図書館 ○公会堂 ○公民館 ○博物館 ○美術館 ○体育館
- 病院 ○公衆トイレ